NO. 43



みくに_は ハートに愛

臨時号 みくに便り

新型コロナウイルス感染症に関する状況は日に日に深刻さを増しております。みくに労務では政府、厚生労働省の発表など様々な情報を注視し、次のような体勢で業務に当たっております。ご不便、ご迷惑をおかけする事も予想されますが、業務の継続が最重要と考えております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2020年4月14日発行

営業時間:平日 8時30分~17時30分

連絡先: 〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号 電 話: 027-243-5600 FAX: 027-224-4393

みくに労務の新型コロナウイルス感染症の対応について

最近のお客様からのご相談ベスト3

ベスト1 新型コロナ感染症にかかる雇用調整助成金の利用について

新型コロナウイルス感染症の影響により社員に一時的に休業等を行い、雇用の維持を図った事業主に対して国からの賃金助成金

ベスト2 新型コロナ感染症による小学校休業対応助成金

新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの 世話が必要になった社員に対し給与を支給した場合の事業主に対する助成金

ベスト3 健康保険、厚生年金の支払い猶予措置について

新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保 険料等を納付することが困難な場合、年金事務所に猶予を申請する制度

※ 詳細はみくに労務 HP (みくに労務) ← 検索 のニュースリリースをご確認頂き、 ご質問等がございましたらご連絡下さい。

みくに労務の業務対応

- 1 感染防止のための基本的な対策
 - 咳エチケットを全員に周知徹底(マスクを着ける)
 - こまめな手洗い、アルコール消毒の励行
 - 日常的な健康状態の確認(出勤前に体温を確認するよう周知徹底)
- 2 クラスター対策(3密を回避)
 - 換気の悪い密閉空間の改善窓を定期的に開ける、常時空気の流れを徹底
 - ・多くの人が密集した場所

公私ともに不要不急な外出を避け、可能な限り電話、メール、郵送等を心がける

- ・近距離での会話を避ける社員の机を出来るだけ離し業務を実施。ご来社の方へは距離を離した席で対応
- 3 陽性者等が出た場合の把握
 - ・関係省庁や自治体が発表したガイドラインに即し、速やかに行動する
- 4 感染が疑われる場合(体調が悪い場合)
 - 発熱や倦怠感など体調が悪い場合は出社を控える。
 - ・家族や同居者、上記と類する症状が出た場合も出社を控える。
- ※ 給与計算は社内でサブ担当制を進めています。
- ※ 別紙は「厚生労働省:職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」